

令和元年度 第1回 海老名環境マネジメントシステム専門部会 会議録

日時等	令和元年7月29日(月) 10:00~17:15		
案件	・海老名環境マネジメントシステムにおける外部環境評価の実施について (協議)		
出席委員	大橋部会長 伊藤委員 後藤委員 計3名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
出席者・事務局	<出席者> 経済環境部：谷澤部長、松本次長 障がい福祉課：森川課長、立花障がい福祉係長、品川主事 環境課：倉橋主幹兼資源循環係長 道路整備課：清主幹兼生活道路係長、高橋主査、石井主事補 下水道課：本杉業務係長、見富副主幹、羽室主査、鈴木主査 教育支援課：鈴木指導係長 <事務局> 環境課：小川経済環境部参事兼課長、蓬田主幹兼環境共生係長 森田主査		

1 開会 (進行：環境課長)

2 経済環境部長あいさつ

3 部会長あいさつ

4 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき部会長が議長となる。)

・海老名環境マネジメントシステムにおける外部環境評価の実施について

…………… 協議事項

<体系2-1-7【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備>

※所管課説明に関する質疑等

委員： 一般生活道路の整備に関して、近隣住民からはどのような意見が寄せられているか。

所管課： 道路の拡幅により利用しやすくなったという意見をいただいている。また、拡幅と併せて側溝等の排水設備を整備することもあり、この場合には生活環境が向上したという声も寄せられている。

- 委員：道路拡幅の際の、道路沿いの住民の出入り口の確保等についてはどのように配慮して事務を進めているのか。
- 所管課：道路側溝を整備する場合には養生に数日を要するため、その間は鉄板を通路とする等、道路沿いの住民に負担をかけざるを得ない面もあるが、負担が最小限になるよう考えながら事務を進めている。
- 委員：本事業における自己評価が3（概ね計画どおりの環境配慮）であるのに対し、内部環境評価では4（計画以上の環境配慮）となっている。この差異について、所管課ではどのように考えているか。
- 所管課：概ね予定どおりに事業が進んだ結果から自己評価としては3とした。内部環境評価は目標に比べて実績が大きく上回っていることを評価してもらえたものと思われる。一方で所管課としては、目標の設定をもう少し厳しくできたのではないかと考えている。
- 委員：昨年度の実績を上回る目標を設定しているが、この点についてはどのように考えるか。
- 所管課：一般道路の整備は自治会等の要望に基づいて事業の実施が決まってくるため、どの程度の要望があるかによって、毎年事業量が変動するものとなっている。このため、前年度実績と今年度目標が連動しにくくなっている面もあると思われる。
- 委員：本事業においては、整備延長という観点での目標設定だと計画以上の成果というものが出にくいのではないかと。今後は、目標設定や評価の仕方について、良い評価ができるような工夫が必要。
- 委員：目標設定にあたり、成果の予測しにくい事業内容であると思われるが、所管課としてはどのように考えるか。
- 所管課：事業量が自治会等からの要望に左右される面があるため、予測がしにくい部分はあると思われる。
- 委員：本事業が目標に掲げている、「渋滞の解消により排気ガスを減少する」という点について、数値で定量的に捉えることはできないか。
- 所管課：拡幅により車の行き来がしやすくなった面から、数値的な効果として、通行に要した時間がどの程度削減されたかといったようなことは考えられるが、現実的にそれを確認するのは困難と思われる。
- 委員：評価の視点として、道路整備による住民からの評価という考え方を取り入れることもできるのではないかと。主な要望元が自治会ということであれば、拡幅整備による自治会等の満足度というのも把握できるのではないかと。
- 所管課：拡幅工事完了時には近隣の住民にご挨拶に伺っているので、その機会を活用して拡幅工事への満足度を確認することを検討したい。

※体系全般に関する質疑等

委員： 「幹線・準幹線道路の整備」という事業の課題において、「沿道環境の保全、都市景観の重視などの生活空間のゆとりや豊かさへの配慮を検討していく必要があります。」という記述があるが、このような課題が見つかるのはとても良いことだと思うので、今後の事業を検討する上では、ぜひこうした課題を生かしていただきたい。

事務局： ご意見を所管課に伝達し、事業内容への反映するように検討を求めていく。

＜体系に対する評価＞

委員： 所管課ヒアリング及び環境評価調書を通じて、本体系については道路の維持管理や整備に関する取組みがしっかりと進められていることが確認できたため、全体としても「4（計画を上回る環境配慮を実施できた）」という評価で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「4（計画を上回る環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・評価指標として、地元住民の声も取り入れていくことで、事業の評価がより分かりやすいものになると考えられる。

＜体系1-1-1【エネルギー対策】省エネルギー推進、自然エネルギー導入＞

※所管課説明に関する質疑等

委員： 施設内にカフェを設置しているのはどこか。

所管課： 障がい者支援センターあきばである。

委員： 当該施設は建替えられたものということなので、単純に旧施設と電気使用量を比較するのは難しいと思われる。比較するならば、比較可能な指標を用いる工夫が必要。指標も、ただ電気使用量の増減だけでなく、その過程も含めて評価できることが重要である。

委員： わかば会館は電気使用量の削減がとて進んでいると見受けられるが、どのような取組みを行っているのか

所管課： 使っていない部屋の照明や空調を消すといった、日頃の維持管理が徹底されていると考えている。また、わかば会館とデイサービスセンターは異なる指定管理者が管理しており、わかば会館における維持管理の考え方を、市を介してデイサービスセンターの指定管理者にも伝達し、さらなる運用改善を図っていきたい。

委員： 良かった取組みを他にも展開することは非常に良いことである。わかば会館の管理における良いところの全てをデイサービスセンタ

一で活用できるとは限らないが、そういった情報の展開はぜひ進めていただきたい。

委員： 運用改善は従前から進められており、これによる電気使用量等の削減の余地はかなり少なくなっているのではないか。もし、照明のLED化等の取組みを行うことが可能ならば、年度ごとの進め方を目標指標化してはどうか。電気使用量の削減という結果だけでなく、それを達成するプロセスに着目して目標設定を行うことも重要である。その意味では、指定管理者への省エネに関する研修というような教育活動の頻度も目標指標とすることは可能である。

委員： 目標指標に設定している照明・空調等の設備の運用改善はどのような活動内容なのか。

所管課： 指定管理者における設備の運用改善に関する省エネ意識の周知徹底・情報共有等を意味している。

委員： そのような活動の回数を今後増やしていくことも、目標を達成するためのプロセスという観点からすれば目標指標化できると考える。エネルギー使用量の削減自体は相当な努力をしていることがわかるので、今後は目標指標の設定の考え方を工夫していただきたい。

事務局： デイサービスセンターには太陽光発電設備が導入されている。施設の電力の一部に使われており、電気使用量の削減に役立っている。

委員： 太陽光発電施設の発電量を目標指標として設定することも考えられる。ただし、発電量が天候に左右されることから、年間を通じた発電状況を詳細に把握し、設定した目標と実績の差異が生じた原因を明確にした上で、取組みへの評価を行うことが必要である。

委員： 太陽光発電施設を今後も整備する余地があるのであれば、複数年事業となる場合に今年はこちらまで進めるといった整備に向けたプロセスを目標指標として設定することも可能である。

委員： 電気使用量の削減という目標設定そのものが、結果が天候に左右される部分が大いと考えられる。省エネルギーの推進という観点で目標設定を考える際には異なる視点が必要なのではないか。

事務局： 市で定めている地球温暖化対策実行計画において省エネルギーの推進を進めていくことが掲げられている中で電気使用量の削減は重要な事項ではあるが、目標設定をできる範囲で工夫していきたい。

委員： 本来業務を念頭に置いた中で環境配慮に結びつけていくことが重要であるため、日頃の取組みの中で環境配慮に繋がる部分を見つけ出し、業務と環境への配慮の整合性を踏まえた上で、目標指標化することを検討してみてほしい。例えばデイサービスセンターの活動

の一環であるクッキー等の販売において、目標より多く売上げがあったときにその利益の一部を環境に関する基金等に寄付することが可能であれば、それも環境配慮活動の一つといえる。

所 管 課 : 一例として、冬場に上着を通常より多く持参した通所者をスタンプ等により評価するといった考え方は可能か。

委 員 : 通所者への上着持参を周知啓発し、持参者を何人にするといったような目標が設定できると考える。

委 員 : 本来業務と連動した環境配慮を進めることが環境マネジメントシステムの本旨であり、提案された取組み例はこの考え方に沿ったものと考えられるため、ぜひ進めていただきたい。

※体系全般に関する質疑等

委 員 : 「公共施設等整備促進事業」について、施設の省力化・効率化は施設所管課の予算により実施しているため、目標指標の設定が困難ということだが、公共施設整備に関する設計積算や監理業務はどのように行われているのか。

事 務 局 : 施設所管課からの依頼を受けて、管財課で事務を行っている。同課では施設の省力化・効率化に配慮した設計積算等をしっかり行っているところではあるが、この点についても提案内容を採用する可否かは予算を持つ所管課が最終的に判断するため、目標指標の設定は困難ということが、管財課の見解である。

委 員 : それでは、如何にして省力化・効率化に配慮した提案を行ったかという点に着目して目標指標の設定を検討してはどうか。例えば提案した内容がどの程度採用されたかということが考えられる。採用されなかった原因を分析することで、より良い提案に繋がっていくことも考えられる。評価する側としても、目標指標の設定が困難ということだと評価自体が難しくなるため、再度検討してもらいたい。

事 務 局 : 目標設定の表現も含めて、省力化・効率化に配慮した提案という観点からの目標設定について再度検討を促していきたい。

委 員 : 本事業の調書については業務を通じて行っている環境配慮が読み取りにくいと思われる。本事業を通じてしっかりと環境配慮がなされているのであれば、取組みのアピールのためにも、その点も含めて表現を検討してもらいたい。

委 員 : 「環境啓発活動の促進」という事業で、公共施設全体での温室効果ガスの削減について国の計画を踏まえて目標指標を設定しているとのことだが、目標のあり方や達成に向けてどのように活動していくかをしっかりと検討する必要があると思われる。

事務局： 昨年度における、公共施設全体での温室効果ガスの削減に向けた取組みとして、市の様々な種類の施設のうち数施設をピックアップして温室効果ガスの削減ポテンシャルを検討するための省エネ診断を実施した。今年度はその診断結果をもとに、国の計画と遜色の無い削減目標の達成に向けて、具体性のある内容を持った市の地球温暖化対策実行計画への改定を検討している。

委員： 本事業については、今年度の検討を踏まえた成果をもとに次年度においてしっかりと評価していくこととしたい。

<体系に対する評価>

委員： 内部評価までの評価結果において電気使用量の削減等の結果から厳しい評価がなされているものがあるものの、ヒアリング及び調書から読み取れる各事業における省エネに向けた取組みを総合的に勘案すると「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」という評価で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・評価をする上で目標指標の設定は重要な要素であるため、各事業においてしっかりと検討してもらいたい。その際には、本来業務の中で省エネに繋がる要素を見つけ出し、目標指標化することに留意してもらいたい。
- ・市全体の省エネ目標に関しては、昨年度の省エネ診断結果をしっかりと生かして検討していただきたい。

<体系1-1-5【その他】エコマーク商品購入、地産地消、関連イベント参加等の促進>

※所管課説明に関する質疑等

委員： 所管課として、市内小中学校における環境活動について、どのようなサポートを行い、どのような課題があったか等について、より具体的に示していただくことが評価を行う上で重要である。

所管課： 環境教育における具体的な取組み内容は学校ごとにそれぞれ決めているところではあるが、所管課としての学校への関与の仕方として、例えば月に1回程度開催している校長会や教頭会の場で、学習を支援するための資料について情報提供を行っている。昨年度改訂した「わたしたちの海老名」についてもその一例である。

委員： 担当部課評価において、児童生徒が環境への理解を深めた旨の記載があるが、そのように判断した数値的な根拠はあるのか。

- 所 管 課 : 数値的な根拠として提示できるものは無いが、学校を訪問した際に、ゴミの分別が徹底されているところやエコキャップ活動が熱心に行われているところを実際に確認しており、各学校において、環境配慮が日常的に行われていることを実感している。
- 委 員 : 所管課の活動を通じて、各学校における環境配慮活動が推進されている、良い方向に進んでいるというところを評価するためにも、例えばエコキャップ活動の実施校数やゴミの分別が一定以上実施されている学校の数といったことを目標設定してみてもどうか。
- 所 管 課 : 各学校から詳細な環境配慮活動の実施状況が報告されるような体制があるわけではないため、個別の取組みについて目標管理するという点では難しいのが実情である。
- 委 員 : それでは、ある学校における良いと思われる環境に関する活動を、他の学校に校長会等の場を通じて資料配布等による情報提供するような取組みは可能か。
- 所 管 課 : 情報提供を行うという意味では可能である。
- 委 員 : 事業に取り組む上では、定量的にデータを把握することも重要である。例えば、学校の環境教育を支援する資料を改訂したとき等に、アンケートを行うことで効果を測定することも考えられる。様々な活動がなされていることは調書からも読み取れるので、さらに事業を良いものとするという視点で、ぜひ検討していただきたい。

※体系全般に関する質疑等

特になし

<体系に対する評価>

- 委 員 : 目標指標の設定の具体性については改善の余地があるものの、学校における環境活動の推進という点では取組みが具体的に進められていることが確認できたため、全体的には「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」という評価で妥当であると思われる。

【 結 果 】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・所管課の取組みを通じて、各学校における環境配慮がどの程度進んでいるかが把握できるよう、具体的な目標指標の設定を検討していただきたい。例えばエコキャップ活動の実施校数やゴミの分別が一定以上実施されている学校の数、学校の環境教育を支援する資料を改訂時にアンケートを行う、等が考えられる。

<体系2-1-1【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進>

※所管課説明に関する質疑等

委員：下水道整備の際に行う埋設調査は業者によって精度が変わってくるものなのか。

所管課：ライフラインの管理者から提供される資料に基づいて行われており、所管課でも確認したうえで実施しているため、業者による大きな差は出ないと考えている。ただし、ライフライン管理者から提供される資料と実態に齟齬がある場合もあり、調査してみないと分からない面もある。

委員：ライフライン管理者の情報が必ずしも確実ではないならば、調査を行う手法の知見の向上も重要である。例えば、知見を高めるための研修への参加や勉強会開催の数を目標指標に取り入れることも考えられる。

委員：市が管理する台帳にはライフライン情報の記載はあるのか。

所管課：下水道課で管理している污水管と雨水管の位置や深さを平面図に記載して台帳管理している。埋設物ではあるが、道路部に表出しているマンホールの位置を繋ぐことである程度の位置関係を把握することが可能である。一方で、水道管や通信ケーブルについては複雑な配管やマンホール等の管理物の2点間の長さ等により、位置関係を把握することが容易ではないため、それらの管理者が作成している資料が事業を進める上で重要なものとなっている。

委員：図面の情報だけで事業が円滑に進むものなのか。

所管課：工事を行う際の設計はライフライン管理者の資料を基に進めていくが、実際に作業を行う際には管理者への作業前の確認を行ったり、必要に応じて立会いを求める等、配慮しながら作業を進めている。

委員：昨年度の取組みでは埋設物に関する資料と実態の齟齬が事業進捗の支障となっていたようだが、こうしたことは以前からあるものなのか。

所管課：昨年度については県道における作業であったことが一つの要因であると考えている。県道は昔から生活の基盤となる施設であり、埋設物が集中して設置されていた時期もあり、頻繁に手が加えられていたようである。また、古い水道管等が更新時に撤去されずそのまま残っているケースもある。そういったことから資料と実態に齟齬が生じたことが考えられる。

- 委員：本事業は市街化調整区域で行われているが、今後もさらに進めていく考えなのか。
- 所管課：市街化調整区域は本来土地利用が抑制すべき場所ではあるが、収容移転等により住宅が立ち並んでいる場所もある。市街化調整区域における污水管の整備はそういったところを対象に進めている。
- 委員：今後も市街化調整区域で事業を進めていくということであれば、昨年度の事業を通じて得られた課題を踏まえて整備延長に関する目標値の設定を検討していただきたい。また、今後は、例えば非破壊検査による埋設物調査の導入を検討する等、課題から得られた知見を十分に活用して、事業計画を考えていただきたい。
- 委員：下水道管の整備延長を目標指標として定めるだけでなく、今回得られた課題に対し、どのように改善していくのかという視点でも、目標指標を設定して取組みを進めていくことが、環境マネジメントシステムの観点からも重要であり、業務の円滑化に繋がるといえる。

※体系全般に関する質疑等

特になし

<体系に対する評価>

- 委員：結果が伴わず厳しい評価がされている事業もあるが、ヒアリングや調書の内容から、下水道の整備等による水質保全に向けた取組みはしっかり行われていることが確認できたため、体系全体としては「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」という評価で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・業務を通じて得られた知見や課題を生かして、今後の業務に繋げていくことが重要であり、その視点からも目標を立てて取り組むことを検討してもらいたい。

<体系2-1-3【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養>

※所管課説明に関する質疑等

- 委員：地盤沈下調査では顕著な変動は見られているのか。
- 事務局：現在は大きな変化は見られていない。
- 委員：開発行為における地下浸透施設設置の指導が地下水の保全の一助となっているという捉え方で良いか。
- 所管課：そのとおりである。

委員： 開発行為において所管課で指導した案件については、地下浸透施設が全て設置されているのか。

所管課： 市のまちづくり条例で必須となっているため、全て設置されている。ただし、なんでも良いということではなく、開発行為の内容に応じて、地下浸透施設の規模等が適切なものとなるよう指導を行っている。また、指導するだけでなく、完了検査において適切な施設が設置されているかについても確認している。

委員： 地下浸透施設によって浸透度合いに差が出ることはあるのか。

所管課： 基本的には、施設の種類よりも土地の状態によって浸透の度合いは左右されることになる。

委員： 地下浸透施設にはどのような種類があるのか。

所管課： 浸透トレンチと呼ばれる穴の開いたパイプを埋設してパイプ周りを砕石等で囲う手法が一般的である。また、砕石の代わりにプラスチック製品の活用である。市としては特定の製品で無くてはいけないというような基準は設けておらず、所有者が管理するものであるため、容易に管理できることや、開発区域外に雨水等が溢れないように浸透度合いがしっかりと計算できるものであれば認めている。

委員： 地下浸透施設の設置を指導した結果、設置しないという選択肢はありうるのか。

所管課： そのような取扱いは認めていない。

委員： そうすると、目標値と実績に差異が出るのが考えにくいといえるため、本事業においては、この目標指標以外にも取組みにおけるプロセスに着目した目標指標を設定することが業務の改善に繋がると考えられる。他の事業でいえば合併処理浄化槽の普及に向けた広報による周知といったことが1つの例である。

※体系全般に関する質疑等

特になし

<体系に対する評価>

委員： 体系全般としては、水循環型社会の実現に向けた地下水の保全に関する活動が進められていることが確認できたため、「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」という評価で妥当と思われる。

【 結果 】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・掲げている目標指標以外にも日頃の取組みの中から管理可能な目標指標の設定を検討し、さらに取組みを進めていただきたい。

<体系2-1-2【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機>

※体系全般に関する質疑等

委員： 「大気汚染・騒音対策、排水対策（騒音・振動関係）」に設定されている目標指標である収束率とはどのような考えか。

事務局： 騒音振動苦情に対して、発生源に対して指導を行い、理解を得るとともに、苦情者も対応に納得した案件が全体のどの程度かといった考え方である。同じ案件で苦情が繰り返されることは基本的に無く、1回の指導でご理解、納得いただいている状況である。

委員： 「消防団器具置場の建替え」の具体的な取組みについて、工期延長が余儀なくされたが、その中でも工事における騒音等を最小限にしたというのはどのような趣旨か。

事務局： 騒音振動という観点からすると工事は出来る限り早く終わらせるべきという前提で、工期がやむを得ない事情により延長することになり、予定通りいかなかった面もあるが、その中でも実施した工事においては騒音等を最小限に留めることができたという意味合いである。

委員： 「航空騒音の低減」についてはどのような観点で目標を設定しているのか。

事務局： 市としての要望活動については過年度の実績を踏まえて設定されており、騒音数値については、市の現状を伝達することで、対策を促していくという意味合いで設定されていると考えられる。これが、目的の実現にどこまで寄与するかというのは議論のあるところではあるが、継続的な取組みとしては重要ではないか考える。

委員： 騒音レベルの目標指標に関しては、数値そのものを市がコントロールすることは困難であると考えられるため、職員の努力で達成可能な目標指標とは考えにくい。

事務局： 航空騒音に関する苦情は基地だけでなく市にも寄せられており、騒音に対する市の姿勢を示す意味でも一定の基準をもって要請や騒音レベルの把握という取組みを続けているということである。

委員： これまでの評価でも意見として出てきたが、市で管理できる目標指標を設定することが重要である。そういう視点でいうと、騒音レベルの把握というのは管理が困難なのではないかと思われる。

<体系に対する評価>

委員： 目標設定の仕方に検討の余地がある事業があるものの、騒音・振動への対策という点で、体系に位置付けられた事業はどれも概ね計

画通り進捗していると考えられるため、全体の評価としても「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・市として管理できる目標設定について今後検討していくことが必要。

<体系2-1-4【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実>

※体系全般に関する質疑等

特になし

<体系に対する評価>

委員： 調書の内容から、化学物質の測定調査等がしっかり行われている等、対策が問題なく進捗していると考えられるため、本体系における評価としては「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」が妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・調書が細分化されたことで事業内容がわかりやすくなった。

<体系2-1-5【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続>

※体系全般に関する質疑等

委員： 「省エネ・再生可能エネルギー活用の促進（エコカー関係）」の関係で、電気自動車への補助内容はどのようなものか。また、申請のあった案件については全て補助が交付されているのか

事務局： 1台あたり定額で15万円の補助となっている。また、申請のあったものは全て補助が交付されている。

委員： エコカーの普及啓発はどのようなことを行っているのか。

事務局： 広報誌やデジタルサイネージによる補助制度の周知や、カーディーラーへのチラシ提供を行っている。また、エコカーを展示して普及啓発するイベントも実施している。

<体系に対する評価>

委員： 調書等の内容から、エコカーの普及啓発等の取組みが計画通り進んでいることが確認できたことから、全体的な取組み内容も概ね計画通り進捗していると考えられるため、全体的な評価としても「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【 結 果 】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・様々な周知啓発を行いながら事業を推進していることが確認できたため、今後も継続して取組みを進めていただきたい。

<体系2-1-6【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化の推進>

※所管課説明に関する質疑等

委 員 : 資源化率が、総排出量に占める資源物の排出量の割合という考え方から、資源物の持ち去り行為によって、資源化率の減少をもたらすという理解で良いか。

所 管 課 : そのとおりである。

委 員 : 持ち去り行為に対する警告とはどのようなものか。

所 管 課 : 口頭注意でも持ち去り行為を止めない者に対して行っている。警告も聞かない相手には禁止命令を出し、最終的には過料を科す処分に至るものである。

委 員 : 私人が持ち去り行為を発見したときはどのように対処すべきか。

所 管 課 : 市に持ち去り行為のあった集積所の場所を連絡していただければ、パトロールの担当者が現地に向かう。可能であれば、持ち去り行為者の車両のナンバープレートなどを写真に撮っておいていただくと指導時の助けとなる。直接声をかけるようなことはトラブルのもとになる可能性があるのでお控えいただきたい。

委 員 : 持ち去り行為により生じる問題としてどのようなものがあるか。

所 管 課 : 国外への資源物の流出により資源の国内循環が阻害されるという事態が考えられる。併せて、資源物が無秩序に取り扱われることにより環境汚染を招くことも想定される。また、持ち去り行為自体が法に抵触するものであり、市民の財産が奪われたとも言えるため、市としても厳正に対処することが必要である。

※体系全般に関する質疑等

委 員 : 「生ごみ処理対策の推進」について、目的目標に掲げられている焼却量の数値と、目標指標欄に記載されている焼却量の数値はどのような関係にあるのか。

事 務 局 : 目的目標に掲げられた数値と目標指標に設定されている数値は直接関連するものではないと考えられるため、整合性のある記載となるよう再度整理する。

委 員 : 現在、市で進められている家庭系ごみの一部有料化等の事業は、環境評価対象事業としてはどれに該当するのか。

事務局： 体系1-1-4（廃棄物対策）に位置付けられている「一般廃棄物の計画的な処理の実施」という事業が該当するものである。

委員： 国から市町村への産業廃棄物（プラスチックごみ）の受け入れ要請について、海老名市では現時点ではどのような見解なのか。

事務局： 今年度までに、市に関する焼却施設や資源化施設が更新されているが、あくまで市内から排出されるゴミや資源物を念頭に処理量を計算しているため、さらに受け入れる余裕はないと考えている。

<体系に対する評価>

委員： ヒアリング内容及び評価調書の内容から、廃棄物の分別回収の充実に向けた取組み等、廃棄物の適正処理等に向けた取組みは全体的にしっかりと行われていると判断できるため、全体の評価としても「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・廃棄物の適正処理、減量化の推進に向けた取組みが着実に進められていることが分かった。今後も各種取組みを継続して進めていただきたい。

<体系1-1-2【自動車対策】温室効果ガス削減と大気汚染防止への取組み>

※体系全般に関する質疑等

委員： この体系における取組みの中で、マイカーの使用抑制によって、どのような効果に繋がると考えているのか。

事務局： マイカーの利用が公共交通の利用に転換することで、自動車から発生する温室効果ガスの削減に繋がるという考え方である。

委員： コミュニティバスの利用者が増えると自動車利用が減るのか。

事務局： 全ての利用者がそうというわけではないが、ある程度は見込めるものと考えている。高齢者の利用者には、免許を返上して公共交通を利用している方も少なからずいると思われる。

委員： 市で管理している公用車は何台あるのか。

事務局： 概ね80台である。

委員： 昨年度と比べて次世代自動車の割合が減少しているのはなぜか。

事務局： 導入した自動車がガソリン車だったためである。

<体系に対する評価>

委員： 内部評価において、一部の事業で計画以上と評価されているものはあるが、体系全体としては計画通りの範疇にあると考えられるた

め、全体の評価としては「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【 結 果 】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・公共交通の利用促進等による排気ガスの削減に向けた取り組みが計画的に進められていることが確認できたので今後も継続していただきたい。

<体系1-1-3【緑化推進】「緑の基本計画」等により推進>

※体系全般に関する質疑等

委 員 : 目標値1件に対して2件というのは、どのような考え方か。

事 務 局 : 公園遊具の長寿命化計画に基づく改修工事の発注ベースの件数である。少なくとも1件は発注するという中で、スケジュール等を勘案して2件発注できたというものと考えられる。

<体系に対する評価>

委 員 : 実績は目標値以上ではあったが、事業の実施状況から担当部課評価・内部評価において計画通りと評価していることは調書等の内容を踏まえて妥当と判断できるため、全体の評価としては「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【 結 果 】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・公園遊具の改修工事を計画的に進められているようなので、今後も継続していただきたい。

<体系1-1-4【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進>

※体系全般に関する質疑等

委 員 : 「ごみの収集体制の充実」について、計画していたごみ収集車両の更新がし尿収集車の不調により実施できなかったとのことだが、どのような状態だったのか。

事 務 局 : 翌年にし尿収集車の更新時期を迎える中で、ごみ収集車両との状態を比較して、不具合の大きかったし尿収集車を1年早く前倒して更新を優先したものである。

委 員 : そういう事情ならば、設定した目標を達成できなかったのもやむを得ないといえる。なお、事情により、当初設定した目標の達成が困難であることが年度途中で明らかとなった場合には、理由を明確にした上で年度途中で目標指標を変更することも可能である。

- 委員：市の下水道の普及率はどの程度なのか
- 事務局：市街化区域内は9割以上普及している。市街化調整区域は今後、計画的に整備を進めていくような状況であり、合併浄化槽も未だ使われているところもある。
- 委員：本体系の事業における目標指標に設定されている家庭系ごみの排出量が、昨年度の数值より大幅に減っているように思われるが、どのような理由か。
- 事務局：昨年度の数值は資源物も含めた家庭系ごみの排出量であり、今年度の数值は、家庭系ごみの一部有料化の取組みを推進していることもあり、資源物を除いた家庭から排出される可燃ごみの数值となっている。数值を把握する対象が同一ではないが、目標指標の表現に変更がなかったため、今後は表現を修正する。
- 委員：家庭系ごみの一部有料化について、今後の取組みの見通しはどのように考えているか。
- 事務局：今年度、一部有料化がスタートすることで、減量効果が数字として表れるようになる。今後はそうした効果を分析しながらそれを踏まえた市の取組みを進めていくものと考えている。

<体系に対する評価>

- 委員：当初想定のなかった突発的な事象が見られた事業があったものの、本体系における各事業について担当部課評価・内部評価において計画通りと評価していることは調書等の内容を踏まえて妥当と判断できるため、全体の評価としても「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・当初設定した目標の達成が困難であることが年度途中で明らかとなった場合には、新たな目標指標を設定することも検討していただきたい。
- ・目標指標の表現は、実際に取り組む内容に見合ったものとするように留意していただきたい。

<体系2-1-8「海老名市地域防災計画」等により推進>

※体系全般に関する質疑等

- 委員：「防災対策の意識啓発」における「自治会での自主防災訓練の実施等による防災意識啓発活動」という目標指標は、自治会が防災訓練を実施する際に所管課が立ち会う活動ということでよいか

- 事務局： そのとおりである。
- 委員： 目標値に対して実績が乖離しているようだが、どのような要因が考えられるのか。
- 事務局： 市内の自治会数と同数の目標指標を設定している中で、実際に自治会から要請を受けて立ち会うことのできた回数が実績値になっているものと考えられる。
- 委員： 自治会によって所管課への参加を要請するところとそうでないところがあると思われるが、そうした中でも、自治会からより多くの要請が上がってくるように所管課として工夫することが必要であると考え。
- 事務局： 目標値と実績が乖離している理由とその対応をより明確に記載すること及び上記の委員からの意見について所管課に伝達する。

<体系に対する評価>

- 委員： 防災体制の構築に向けた様々な取組みが行われていることが調書から読み取れるものの、目標指標が未達成であることについての原因分析及び対策が十分なされているかがわかりづらいところがあるため、体系全体としては「2（一部計画通りの環境配慮を実施できなかった）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「2（一部計画通りの環境配慮を実施できなかった）」とする。

※主なコメント

- ・目標指標が未達成な場合において、目標達成に向けた改善がなされるよう、原因究明と対策の検討を十分に行い、今後の事業実施に生かしていくことが必要。

<体系2-2-1【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進>

※体系全般に関する質疑等

- 委員： 課題・変更点に記載の、周知徹底が必要とはどのような趣旨か。
- 事務局： 市の景観制度について、窓口における事前相談等により初めて知る事業者もいることから、円滑な事業の協議を進めるためにさらなる周知啓発が必要という趣旨である。
- 委員： 具体的活動内容に記載のある、平成30年度の届出数とはどのような内容なのか。
- 事務局： 市の景観制度は、一定の基準に該当する土地利用について、行為の着手前に、市の景観基準に適合した内容とした計画内容について届出制度を設けており、この制度に基づいて届出のあった数を意味している。

<体系に対する評価>

委員： 担当部課評価・内部評価において計画通りと評価していることは景観制度の実施状況等から妥当と判断できるため、全体の評価としても「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・さらなる景観の維持形成に向けて、課題とした制度の周知徹底に向けた検討をしていただきたい。

<体系2-2-2【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全>

※体系全般に関する質疑等

委員： 市として、ポスターコンクールと写真コンクールのどちらかに重点をおいているということはあるのか。

事務局： ポスターコンクールと写真コンクールは参加対象を別にしており、どちらかを重点的に行っているということはない。

委員： 担当部課評価において、2つのコンクールの応募数が1000件を超えていることを評価の根拠としているが、どのような視点で合算した評価を行っているのか。

事務局： それぞれ手法は異なるが、同じ緑化意識の啓発を目的としたものであることから、事業全体で評価したものと考えられる。

委員： 写真コンクールについては、目標値に対して実績が大きく上回っており、一方でポスターコンクールは目標値に対して実績が下回っているが、それぞれ、どのような理由が考えられるか。

事務局： スマートフォンの普及により、誰でも手軽に一定の品質の写真撮影できるようになったことが一つの要因であると考えられる。また、ポスターコンクールの応募数に関する主な要因は、複数のポスター応募の募集が重なったことが影響していると考えられる。

<体系に対する評価>

委員： ポスターコンクールでは目標に達していないものの、写真コンクールの応募件数が大幅に増えていることから、全体的な実績としてとらえると、体系における評価としても「4（計画を上回る環境配慮を実施できた）」としてよいと思われる。

【結果】 体系評価は「4（計画を上回る環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・いずれのコンクールについても、応募数が今後も増加するよ

う、様々なPRに取り組んでいただき、さらに緑化意識の啓発が推進されることを期待したい。また、それらの活動についても調書により具体的に記載するようにしていただきたい。

<体系2-2-3【農業の振興】農地の保全と有効活用>

※体系全般に関する質疑等

委員： 市民農園はどの程度の期間借りられるものなのか。

事務局： 最長で3年間である。

委員： 3年間というのは、土地づくり等の期間を考えると、家庭菜園としては短いようにも思われるがどうか。

事務局： 市民農園利用者には、利用期間等の条件をしっかりと説明した上で利用してもらっているものである。応募の多い市民農園があることから、公平性の観点からやむを得ないものと考えられる。

<体系に対する評価>

委員： 市民農園の運営状況か担当部課評価・内部評価において計画通りと評価していることは妥当と判断できるため、全体の評価としても「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

・農業振興の観点から、さらに市民農園の利用促進に向けた取り組みを進めていただきたい。

<体系2-2-4【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮>

※体系全般に関する質疑等

委員： 「自転車駐車場等の整備」について、目標指標としている自転車等収容台数は新たに整備されたものなのか。

事務局： 新たに整備されたものではなく、市で管理している駐輪場の収容台数である。少なくとも、この台数を維持するという視点で目標設定されているものである。

委員： 自転車等の収容台数が減るということはあるのか。

事務局： 駐輪場としている場所が民有地を借用している場合もあり、他の土地利用に転換されるという理由で駐輪場が無くなるということもあり得る。

- 委員： 具体的活動欄に利用者数についての記載があるが、この点についての変動はどうか。
- 事務局： 収容台数に変更が無い場合、大きな変化はないものと考えられる。
- 委員： 今後も収容台数に変更の見込みが無いのであれば、利用者数やレンタサイクルの利用者など、管理可能な目標指標についても検討してみてもどうか。
- 事務局： 所管課に伝達し、検討してもらう。
- 委員： 大規模な商業施設が整備される際に駐輪場の整備を要請するということはできないのか。
- 事務局： あくまで施設利用者が対象となるものではあるが、個別の協議により変わってくるところはあるかもしれない。
- 委員： 「中小企業振興支援」について、企業における照明の LED 化を支援しているが、LED 化に係る投資額を電気使用量の削減により、どの程度の期間で回収できるものなのか。
- 事務局： 事業規模により一概には言えないが、10年かからないような場合もあれば、それなりの期間を要するものもある。

<体系に対する評価>

- 委員： 調書等の内容から内部評価における評価が妥当と判断できるため、全体の評価としては「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【結果】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・駐輪場の整備促進や事業者の LED 導入支援等をさらに進め、まちづくりにおける利便性の向上と環境配慮の推進を期待したい。

<体系 2-2-5 【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用>

※体系全般に関する質疑等

特になし

<体系に対する評価>

- 委員： 市の歴史的遺産等の活用状況から、担当部課評価・内部評価において計画通りと評価していることは妥当と判断できるため、全体の評価としては「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」で妥当であると思われる。

【 結 果 】 体系評価は「3（概ね計画通りの環境配慮を実施できた）」とする。

※主なコメント

- ・史跡の活用等に係る、様々な取組みについては継続していただき、歴史的遺産等の保護と活用を推進していただきたい。

<評価全般に関する総括意見>

部 会 長 : 今回の評価全般について専門部会を代表して総括意見を述べさせていただきます。大きく分けて次の3点である。

1. 昨年度の環境評価にて意見を述べさせていただいた、事務事業における目標指標の設定について、大部分の事業に取り入れていただいていることが確認できたので、今後も継続して取り組んでいただきたい。
2. 目標指標の内容については、職員の努力では管理しきれない内容がいくつか見られたため、管理可能な目標指標を設定することを念頭に置いて事務事業に取り組んでいただきたい。
3. 設定した目標指標を達成できなかった場合には原因の分析と改善に向けた検討をしっかりと行い、評価調書にも反映していただきたい。

全体をとおして、昨年度よりも環境マネジメントシステムに基づく取組みが進められていることが確認できたので、今回の評価内容を活かして今後の取組みを進めていただきたい。

<評価した内容の取扱いについて>

部 会 長 : 今回の評価結果については、評価に対するコメントを整理した上で、環境審議会本会に報告するという事によろしいか。また、コメントの詳細については事務局と部会長に一任いただくということによろしいか

他 委 員 : 異議なし

6 その他

特になし

7 閉会

— 散 会 —